

# 第1回 天草地域自立支援協議会資料

日時:平成20年2月19日(火) 午前10時から

会場:天草市民センター 大会議室

## 自立支援協議会について

- 障害者自立支援法が平成18年に施行されました。この法律の目的は次のとおりです。

### 障害者自立支援法の抜粋

#### 第一章 総称

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者基本法の基本理念とはなんでしょう。

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

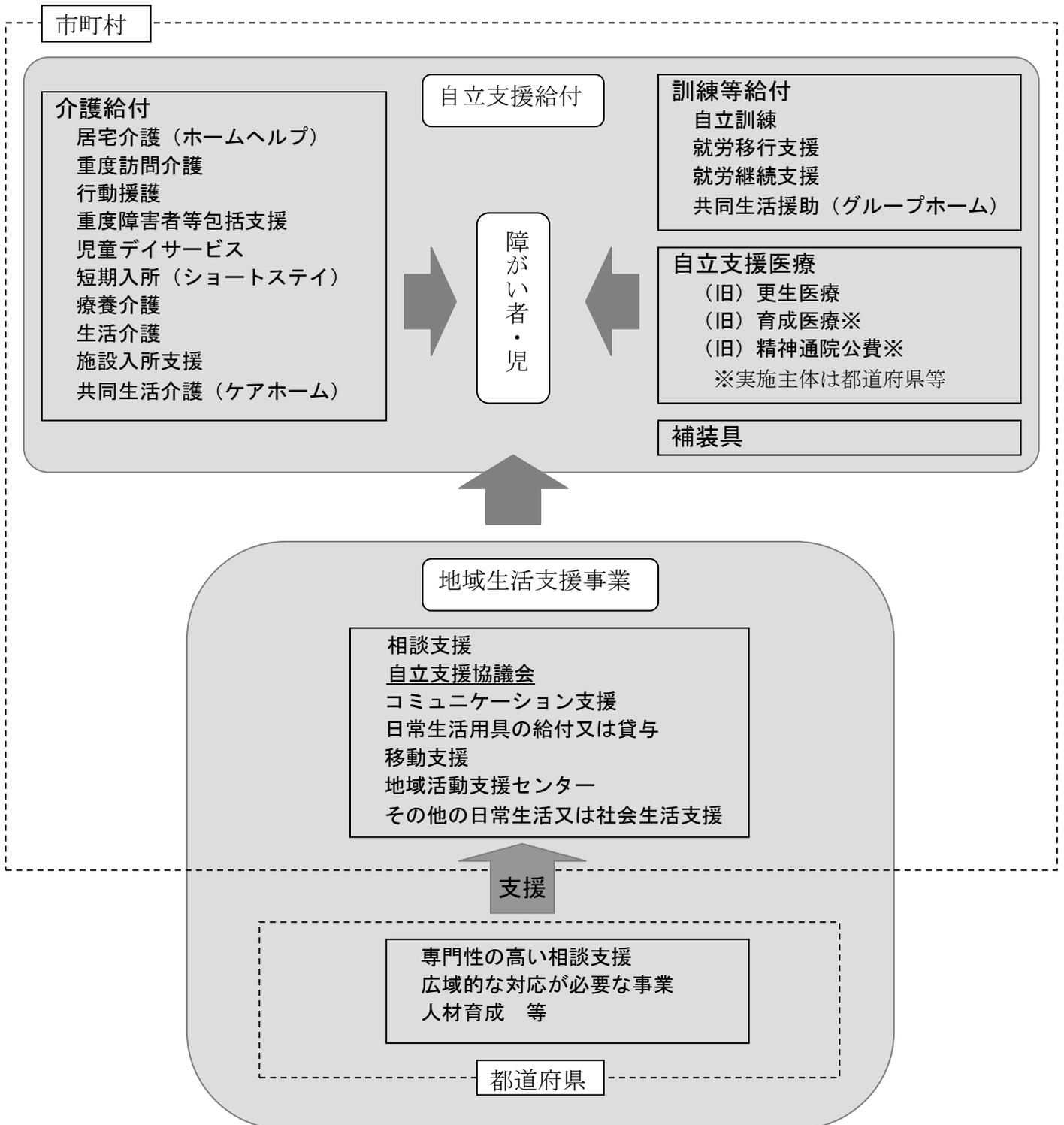
2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)の抜粋

●障害者自立支援法でどのような支援があるのですか

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



● 自立支援協議会とは何ですか。

市町が行う地域生活支援事業の一つです。

**第3章 地域生活支援事業**

(市町村の地域生活支援事業)

**第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

- 1 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業  
障害者自立支援法の抜粋より

「厚生労働省で定める便宜を供与する」とは、次のようなことです。

**障害者自立支援法施行規則の抜粋**

**第3章 地域生活支援事業**

(法第77条第1項第1号 に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第65条の10 法第77条第1項第1号 に規定する厚生労働省令で定める便宜**は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

**障がい者等を取り巻く関係者の連携(ネットワーク体制の確立と充実)と天草地域全体の支援体制の充実や福祉の向上を行うための協議を行う場です。**

● 設置の経緯

設置に向けた取組みとして、指定相談支援事業者と市町(のちの運営会議)が平成19年3月から月1回以上のペースで会議を重ね、今日の第1回の協議会の開催にたどり着きました。

# 天草地域自立支援協議会規約について

## 天草地域自立支援協議会 規約（案）

（設置）

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、障害者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、天草地域における障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的として設置する。

（定義）

第2条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域2市1町が共同で実施している障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）第77条第1項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、自立支援法の例による。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1） 地域の関係機関によるネットワーク構築
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別のケア会議を必要に応じて随時開催するものとする。）
- （3） 地域の社会資源の開発及び改善
- （4） 委託相談支援事業の評価
- （5） その他必要と認められる事項

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる団体の代表により構成する。

- （1） 指定相談支援事業者
- （2） 障害福祉サービス事業者
- （3） 保健・医療関係者
- （4） 教育関係者
- （5） 障害者関係団体
- （6） 雇用関係機関
- （7） 各種相談員及び民生委員児童委員
- （8） 行政機関

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集するものとし、年1回開催する。ただし、特に必要と認められる場合に臨時に開催することができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等を検討し、困難な事例に対応するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 身体障害専門部会
  - (2) 知的障害専門部会
  - (3) 精神障害専門部会
- 2 前項に定める部会を構成する者は、会長が別に定める。
  - 3 部会は、委託相談支援事業者が運営するものとする。
  - 4 部会は、活動報告及び課題の検討結果を協議会に報告するものとする。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、新たな専門部会の設置等の検討を行うため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町村等で構成する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、代表市町障害福祉主管課において処理する。

(報酬等)

第10条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第11条 協議会の開催に関わる経費は、2市1町で協議して負担する。ただし、部会の開催に係る経費は、委託相談支援事業者が負担する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年2月19日から施行する。

(別表1)

## 天草地域自立支援協議会構成機関

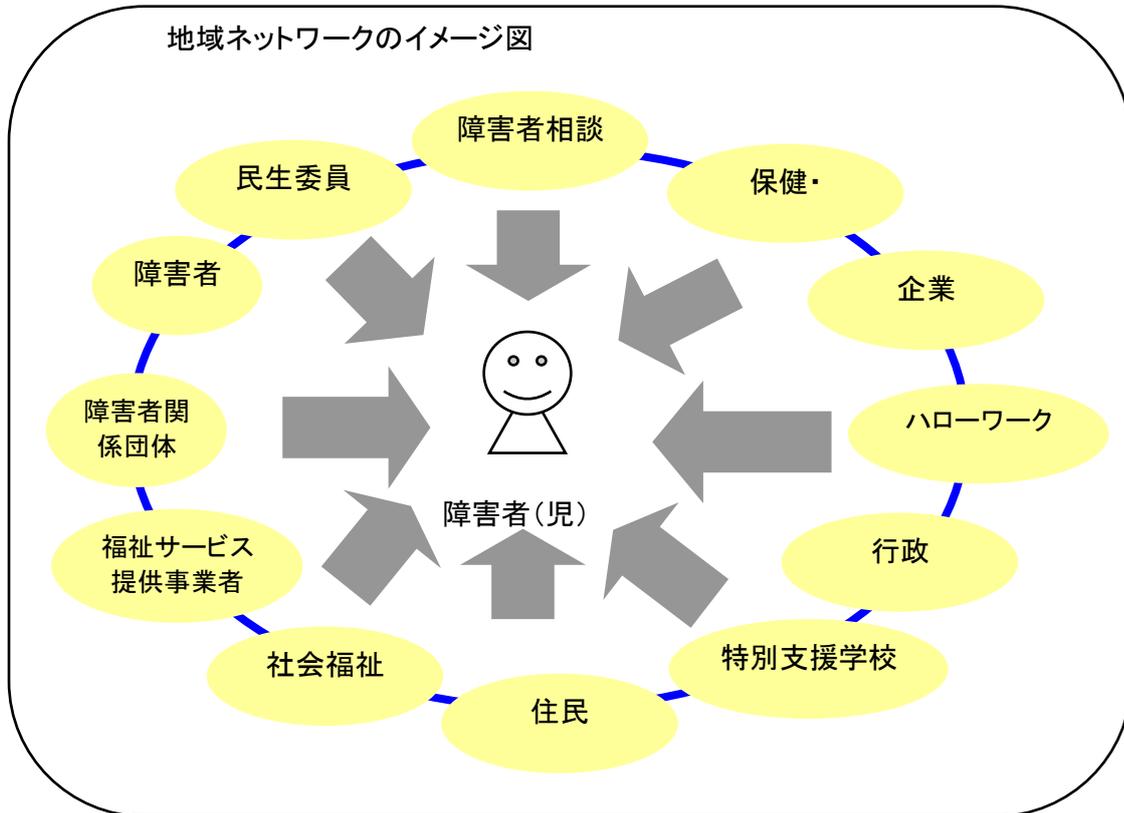
区分	団体名	職名	協議会委員氏名	備考
1 委託相談支援事業者	星光園 相談支援事業所ほほえみ	相談支援専門員	高橋 浩範	
	2 グリーン	相談支援専門員	荒木 宗憲	
	3 はまゆう療育園	相談支援専門員	辻川 章	
	4 本渡通勤寮 相談支援センター	相談支援専門員	坂本 城治	
5 障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 啓仁会(苓龍苑、整肢園、天草更生園)	天草更生園 園長	後藤 克宏	
	6 社会福祉法人 北斗会(星光園、苓南寮)	苓南寮 施設長	金澤 一紀	
	7 社会福祉法人 恵山会(きずなの里)	作業指導員	吉永 富雄	
	8 社会福祉法人 啓明会(天草学園、第二天草学園、 苓山寮、第二苓山寮、本渡通勤寮)	園長	田中 榮一	
	9 社会福祉法人 啓友会(南海寮)	施設長	松浦 郁太	
	10 社会福祉法人 弘仁会(湧水の里)	施設長	岩崎 東洋司	
	11 社会福祉法人 南星会(なぎさ寮)	副施設長	池崎 真也	
	12 社会福祉法人 白い雲の会(かしの木学園)	園長	猪野 正智	
	13 特定非営利活動法人 やじろべえ	施設長	柴田 友子	
	14 特定非営利活動法人 ステップパイスステップ	管理者	佐々木 靖	
	15 NPO法人 すとろーはっと	施設長	福田 清明	
	16 社会福祉法人 のぞみ作業所	施設長	山本 正吉	
	17 社会福祉法人 慈永会(第2はまゆう療育園)	相談支援事業管理者	大脇 貴広	
	18 社会福祉法人 天草ボランの広場 (ボランワークス、たけのこ)	精神保健福祉士	池崎 宏一	
19 保健・医療関係者	天草保健所 保健予防課	課長	志水 茂	
	20 天草郡市医師会	副会長	樋口 定信	
21 教育関係者	天草市教育委員会	学校教育課 課長	坂本 安敏	
	22 上天草市教育委員会	学務課長	池田 昇	
	23 苓北町教育委員会	課長	田尻 幹雄	
	24 天草養護学校	教諭	一村 久美子	
	25 苓北養護学校	校長	梅林 啓次郎	
26 雇用関係機関	天草公共職業安定所(ハローワーク)	雇用指導官	太田 誠也	
	27 熊本県高齢・障害者雇用支援協会	障害者雇用コーディネーター	島崎 明子	
28 各種相談員及び民生委員児童委員	天草市民生委員児童委員	連絡協議会会長	森 歳保	
	29 上天草市民生委員児童委員	連絡協議会会長	羽室 アツミ	
	30 苓北町民生委員児童委員	会長	田尻 幸男	
	31 天草市社会福祉協議会 (天草地域療育センターすくすく園も兼ねる)	事務局長	安田 一喜	
	32 上天草市社会福祉協議会	事務局長	木下 富美雄	
	33 苓北町社会福祉協議会	事務局長	嶋岡 春樹	
34 行政機関	天草地域振興局 福祉課	課長	岩崎 洋	
	35 天草市障害福祉主管課	社会福祉課長	山口 義久	
	36 上天草市障害福祉主管課	福祉課長	大窪 直	
	37 苓北町障害福祉主管課	福祉課長	岡田 晴喜	

※ 障害福祉サービス事業者については、各法人から1名の委員選出とする。  
 ※ 運営会議は、委託相談支援事業者と各市町障害福祉主幹課で構成する。



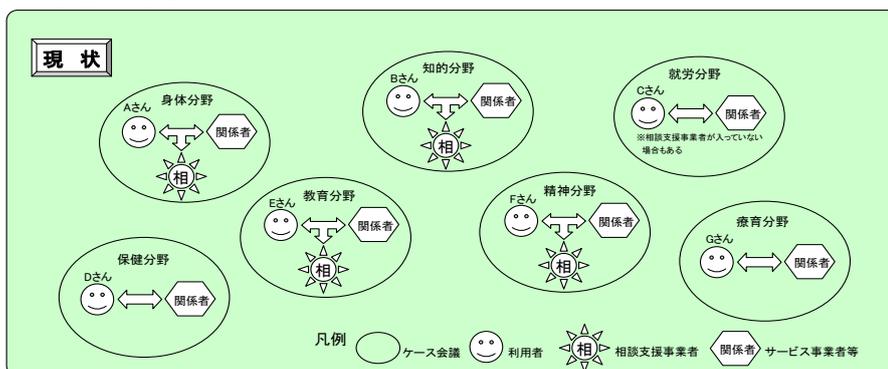
## ●障がい者支援のあり方

- ・以前の障がい者(児)の支援は、家庭、保健、医療、福祉、教育、雇用関係者などさまざまな分野でそれぞれの支援を実施してきました。
- ・しかし、現在は、個々の支援では限界があり、各分野が持つ**専門的な知識や蓄積された実績(情報)**を活かした総合的な支援が**求められています**。
- ・このことから支援を実施する側も、必要に応じて、さまざまな分野との連携(ネットワーク)が形成されてきています。



## ●ケース会議

- ・障がい者(児)を支援するため、本人や家族、サービスを提供する人など関係者が集まりケース会議が開催されます。
  - ・ケース会議では、支援体制の役割分担(支援計画)が作成され、実際に支援が開始されます。モニタリングが行われ、**見なおし**が必要な場合は、再度、関係者によるケース会議が開催されます。
- ※**現状**では、蓄積されてきている**実績(情報)**がその分野やその地域での取り組み**として**とどまっている状況です。



## 協議会内の役割

### ●専門部会の設置

- ・障がい者等を支援する方(実務担当者)のネットワーク構築を行います。
- ・本人や家族、保健、医療、福祉、教育、雇用等の関係者によるケース会議を開催します。
- ・天草地域では、ケース会議が各地域・各分野ごとに開催されていますので、その蓄積された実績(情報)を集約し、地域全体の障がい者(児)に対する支援力の向上を図ります。
- ・障がい者(児)のニーズの把握に努め、地域資源の活用を検討します。

### ☆構成員

専門部会は、実際に当事者を支援をしていく実務担当者レベルでの構成が望まれます。

### ☆会議の開催

- ・現在の3部会では、情報交換会的な会議と困難事例のケース会議等を想定しています。  
また、今後新たな部会を設置した場合は、その目的により会議を開催していきます。
- ・ケース会議は随時行い、情報交換的な会議は年に数回(部会によって異なります)

### ●運営会議

- ・専門部会で検討された障がい者等のニーズや地域の課題等の集約などの整理を行います。
- ・社会資源の開発・改善に向けた検討を行うため、新たな専門部会の設置等の協議を実施します。
- ・全体会議開催のための運営に関する資料作成等を行います。

### ☆構成員

相談支援事業所、市町です。必要に応じて関係者にも参加いただきます。

### ☆会議の開催

毎月1回開催します。

### ●自立支援協議会(全体会議)

- ・保健、医療、福祉、教育、雇用関係機関等のネットワークを構築します。
- ・運営会議から整理された相談支援事業の状況や課題等の報告を受けて、天草地域の福祉等の向上につながる意見を提案していただきます。
- ・天草地域の社会資源の開発のために、障がい者等のニーズ等の情報提供を行います。
- ・ケース会議等で支援を行った事例の情報提供を行いますので、今後の支援等への活用や関係者への周知をしていただきます。

### ☆構成員

- ・関係団体等の代表者とします。  
本日添付しています資料です。

### ☆会議の開催

年に1~2回程度を予定しています。

## 今後の取り組みについて

### 1 専門部会員の協力依頼を行います。

各部会の構成メンバーとして以下のとおり予定しています。自立支援協議会の設置及び協力依頼の通知を後日関係機関へ行いますので、ご協力のほどお願いします。

なお、部会を開催する際は関係者の派遣についてご理解とご協力を併せてお願いします。また、各部会に振り分けていますが、ケース会議など部会をまたがり招集をする場合も

#### 【身体障害専門部会】

構成メンバー(案)

区分	団体名	備考
委託相談支援事業者	星光園	
障害福祉サービス事業者	<b>障害者施設職員</b>	
	短期入所事業所 苓龍苑	
	はまゆう療育園 短期入所事業所	
	きずなの里 短期入所事業所	
	翔洋苑 短期入所生活介護事業所	
	特別養護老人ホーム 春光苑	
	苓山寮 短期入所事業所	
	天草学園 短期入所事業所	
	南海寮 短期入所事業所	
	知的障害者更生施設 湧水の里	
	なごさ寮 短期入所事業所	
	星光園 短期入所事業所	
	天草整肢園	
	苓南寮	
	天草更生園	
	<b>居宅介護支援事業所(ケアマネージャー・ヘルパー)</b>	
	ヘルパーステーションJCS24	
	JALレイホク訪問介護事業所	
	医療法人村上会ひまわりヘルパーステーション	
	上天草市社会福祉協議会居宅介護事業所	
	大矢野町ホームヘルパーステーション	
	姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑	
	アイリスケアセンター大矢野	
	あまくさ農業協同組合	
	厚生ヘルパーステーション	
	株式会社コムスン天草ケアセンター	
	アイリスケアセンター本渡	
	春光苑訪問介護事業所	
	梅寿荘ホームヘルパーステーション	
	天草市社協ヘルパーセンター	
	ヘルパーステーション・はまなす	
	社会福祉法人煌介護支援センター・イルカ	
	基準該当生活介護事業所	
保健・医療関係者	<b>病院ケースワーカー</b>	
	牛深市民病院	
	天草中央総合病院	
	地域医療センター	
	上天草総合病院	
	天草慈恵病院	
行政機関	天草地域振興局 福祉課・保健予防課	
	天草市障害福祉主幹課	
	上天草市障害福祉主幹課	
	苓北町障害福祉主幹課	
	地域包括支援センター職員	

【精神障害専門部会】

構成メンバー(案)

区分	団体名	備考
委託相談支援事業者	グリーン	
保健・医療関係者	天草病院	
	酒井病院	
	牛深保養院	
障害福祉サービス事業者	天草ポランの広場	
	天草きぼうの家	
	河浦きぼうの家	
障害者関係団体	天草郡市地域精神障害者家族会	
	精神保健福祉ボランティア「つぼみ会」	
	当事者の会「みつば会」	
行政機関	天草地域振興局 福祉課・保健予防課	
	天草市障害福祉主幹課	
	上天草市障害福祉主幹課	
	苓北町障害福祉主幹課	

【知的障害専門部会】

特別支援教育関係

構成メンバー(案)

区分	団体名	備考
委託相談支援事業者	はまゆう療育園	
	本渡通勤寮	
保健・医療関係者	天草市保健師(中央、東、西)	
	上天草市保健師	
	苓北町保健師	
教育関係者	天草市教育委員会	
	上天草市教育委員会	
	苓北町教育委員会	
	天草郡市特別支援教育研究会会長	
	天草養護学校	
	苓北養護学校	
各種相談員及び民生委員児童委員	療育相談員	
行政機関	天草地域振興局 福祉課・保健予防課	
	天草市障害福祉主幹課	
	上天草市障害福祉主幹課	
	苓北町障害福祉主幹課	

地域相談関係

構成メンバー(案)

区分	団体名	備考
委託相談支援事業者	はまゆう療育園	
	本渡通勤寮	
雇用関係機関	ハローワーク(雇用指導官)	
	県高齢・障害者雇用支援協会(障害者雇用コーディネーター)	
各種相談員及び民生委員児童委員	知的障害者相談員	
	天草市民生委員児童委員	
	上天草市民生委員児童委員	
	苓北町民生委員児童委員	
行政機関	天草地域振興局 福祉課・保健予防課	
	天草市障害福祉主幹課	
	上天草市障害福祉主幹課	
	苓北町障害福祉主幹課	

2 福祉マップの作成

地域資源の確認を行うため、福祉マップを平成20年度に作成したいと思います。  
原稿の雛形などある程度準備ができましたら、各施設等へは原稿依頼をお願いします